

居宅介護支援事業所ことぶき苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団敬寿会が開設する居宅介護支援事業所ことぶき苑（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等及びその家族に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等にある利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から提供されるよう必要な援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者等との綿密な連携のもと、総合的なサービスが提供されるよう、常に公平中立な援助に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 居宅介護支援事業所ことぶき苑
- 2 所在地 宮崎市本郷北方字池田4043-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 介護支援専門員1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び職務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 2 介護支援専門員3名以上（常勤職員3名以上 うち1名は管理者と兼務）介護支援専門員は支援の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝祭日、12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法並びに内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

なお、居宅介護支援の内容及び料金その他の費用の額は、事業所の見やすい場所に掲示する。

- 一 相談場所 利用者自宅、事務所相談室
 - 二 課題分析票 (アセスメントシート)
 - 三 サービス担当者会議 (ケアカンファレンス)
 - 四 介護サービス計画書 (ケアプラン)
 - 五 利用者同意 利用者又はその家族から同意を得る。
 - 六 居宅訪問頻度 (フォローアップ) 自宅訪問 (月1回) 電話相談 (随時)
 - 七 前二から六号の規定は、平成11年厚生省令第38号第13条に基づき、指定居宅介護支援の提供等を行うものとする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
- 事業所から、通常の実施地域を越えて片道1キロメートル当たり 50円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、宮崎市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第8条 介護支援専門員は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 利用者及びその家族に対し、緊急時の対応について事前に助言等の援助を行うものとする。

(業務継続計画等)

- 第9条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対してサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(身体拘束等)

第10条 事業所は、サービスの提供にあたって利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。
- 3 身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(虐待防止等)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。またストレス対策を含む虐待防止に向けた取り組みや周知を行い、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施する。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 5 上記4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営についての留意事項)

第12条 指定居宅介護支援事業所は介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、従業者の離職防止・定着促進を図る。

附 則

この規程は、平成27年 12月 24日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携内容

1. 関係市町村との連携

(1) サービス提供前の受給資格の確認

指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、利用申込者の掲示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無及び要介護認定等の有効期間を確認する。

要介護認定を受けていない利用申込者については、申請を既に行っているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(2) 利用者に関する通知

指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、速やかに関係市町村に通知する。

- ① 正当な理由なしに介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 事故発生時の対応等

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、関係利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。また賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

2. 他の保健医療・福祉サービス提供主体との連携内容

(1) サービス提供困難時の対応

当該事業者の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を行う。

(2) 指定居宅サービス事業者との連携

- ① サービス計画作成後においても、利用者の状況に応じた居宅サービス計画の変更や、事業者の連絡調整を行う。利用者の主治医の指示がある場合は主治医の意見に従いサービスの提供を行う。
- ② 適宜、サービス担当者会議を開催する。

(3) 介護保険施設との連携

居宅サービスでの提供が困難になったときの施設の紹介や、施設から退所する利用者の居

宅への移行の援助等を行う。

(4) 事故発生時の対応等

事故が発生したとき、または指定居宅サービス事業者から事故報告を受けた場合、会議等により状況の把握に努める。

3. その他参考事項

(1) 苦情処理

関係市町村や指定居宅サービス事業者から苦情を受けた場合、別に定める苦情処理方法に従い速やかに処理する。

(2) 医療サービス提供主体との連携

要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するため、医療サービス提供主体との連携に努める。